

令和 8 年熊本地震の被災者に対する県営住宅の確保と
入居申込の受付開始について

1 要旨・目的

令和 8 年熊本地震の被災者に対して、避難用住居として提供可能な県営住宅を確保し、入居申込の受付を開始した。

2 現状・背景

令和 8 年 7 月 28 日の発災を受け、避難用住居として提供可能な県営住宅を確保するとともに、8 月 6 日から被災者に対する県営住宅の無償提供を開始している。

3 概要

(1) 対象者

被災県の居住者で、当面居住が困難な者
※災害救助法適用市区町村が所在する県：熊本県

(2) 提供戸数

所在地	広島市	海田町	坂町	廿日市市	竹原市	三原市	尾道市	三次市	庄原市	合計
戸 数	25	8	5	1	2	1	2	1	1	46

(3) 提供する期間

当面 6 か月間とする。(復旧状況等を勘案し、延長可能とする。)

(4) 使用料等

家賃及び駐車場使用料は、無償とする。ただし、光熱水費及び共益費等は入居者負担とする。

(5) 設備・備品等

浴槽、ボイラー、照明器具及びガスコンロの設置済み住戸を提供する。
その他の家電製品等の生活必需品については、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害、令和 6 年能登半島地震等の過去の事例と同様に提供する。

(6) その他(8 月 12 日時点)

問い合わせ件数 0 件
入居決定件数 0 件(問い合わせ件数の内数)